

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 相続税申告期限の延長

**Q** : 相続税の申告期限が延長になったと聞きました。どうなったのですか？

**A** : 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの相続で一定の要件を満たすものは、申告期限が平成22年2月1日まで延長されます。

### 【解説】

相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内が原則ですが、今年度の税制改正において非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例が創設されたことに伴い、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの相続で一定の要件を満たすものについては、申告期限が平成22年2月1日まで延長されることとなりました。

要件を満たすかどうかは、次により判定してください。

